

令和 8 年 7 月 2 9 日

質問回答書

- 件名：①宮崎県警察本部一ツ葉庁舎で使用する電気の供給
②宮崎県総合自動車運転免許センターで使用する電気の供給
③都城運転免許センターで使用する電気の供給
④延岡運転免許センターで使用する電気の供給
⑤宮崎北警察署で使用する電気の供給
⑥宮崎南警察署で使用する電気の供給
⑦日南警察署で使用する電気の供給
⑧串間警察署で使用する電気の供給
⑨都城警察署で使用する電気の供給
⑩小林警察署で使用する電気の供給
⑪えびの警察署で使用する電気の供給
⑫高岡警察署で使用する電気の供給
⑬西都警察署で使用する電気の供給
⑭高鍋警察署で使用する電気の供給
⑮日向警察署で使用する電気の供給
⑯延岡警察署で使用する電気の供給
⑰高千穂警察署で使用する電気の供給

No.	質問内容	回答
1	弊社では料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 燃料費調整のない固定プランでの応札は可能でしょうか。 ※「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの対応となります。 契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。	応札は可能ですが、入札においては、毎月変動する燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載する必要があります。入札で決定した電気使用量料金単価に燃料費等調整額相当分を含めて請求することはできません。

No.	質問内容	回答
2	2026年11月に各一般送配電事業者による託送供給約款の見直し（託送料金の改定）が予定されております。入札額の算定において、入札書提出時点の公表・適用されている託送供給約款に基づく託送料金を前提として算出する認識でよろしいでしょうか。また、契約期間中（応札後）に託送料金の改定（積算前提とした料金からの変更）が実施された場合、当該改定額相当分について契約単価の変更（協議）は可能でしょうか。	算定においては、貴見のとおりとなります。 また、託送料金の改定が実施された場合は、電気需給契約書（案）第3条第2項にあるとおり、協議を行います。
3	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。 可能な場合、以下の点についてご確認いただけますでしょうか。 市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格（JEPXエリアプライス）に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。 請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。	応札不可となります。